

議案第50号

埼玉県央広域公平委員会の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、埼玉県央広域公平委員会共同設置規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和2年6月9日提出

北本市長 三 宮 幸 雄

埼玉県央広域公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

埼玉県央広域公平委員会共同設置規約（平成13年4月1日施行）の一部を次のように変更する。

第1条中「鴻巣行田北本環境資源組合」を「彩北広域清掃組合」に改める。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。